

1 部の使命

監査委員事務局は、市の財務事務等の執行や経営事業の管理が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかなど監査を実施する監査委員を補佐するとともに、その結果を議会及び市長等に提出、公表することにより効率的で透明性のある行政の執行に資するよう、適切な事務の処理を行い、市民から信頼される行政と地方自治の本旨の向上をめざします。

2 部の経営方針

- 【市民】・監査の実施によって効率的で透明性のある行政の執行確保
- 【経営】・監査の実施により公正にして効率的な行政運営の推進
 - ・年間監査計画を策定するとともに適切な実施計画を作成し、これに基づいて適時に実施すること。
 - ・正確かつ市民起点のチェック体制
 - ・監査委員から信頼される事務局の調整力の向上
- 【政策】・監査委員事務局として組織を明確にし独立した機関として運営する。(併任する議会事務局との役割を相互に補完することで、両事務局の効率的な事務執行、機能強化を図る。)
- 【協働】・監査委員との連携、情報共有を図る。
- 【人材】・議選監査委員の選任（現委員の任期：令和8年11月6日まで）
 - ・OJTによる監査委員事務局としての専門的知識の習得
 - ・研修会等への積極的な参加による職員の能力向上
- 【改善】・定期的な業務の執行状況の確認と早めの準備
 - ・財政援助団体等監査の実施（時期の見直し）

3 重要経営課題

- 【情報】迅速かつ正確な監査結果の報告と公表
- 【市民】監査の周知と理解を図るため迅速かつ正確な結果の公表
- 【人材】・組織の一員としての経営力の向上と意識改革
 - ・職員間で情報、事務の共有化を図る（報告・連絡・相談の再確認）
- 【改善】・財政援助団体等監査の実施
 - ・電子決裁等の活用による事務の効率化と円滑な監査の実施
 - ・定期的な業務の進捗状況の確認
- 【経営】市民起点による監査の実施と情報の公表

4 部の重要政策の取組内容

- 【新規】議会選出監査委員の改選による選任と就任後の適切な監査の運営
- 【新規】財政援助団体等監査の実施時期の見直し
- 【継続】市民から信頼される行政執行に資するため適切かつ正確な監査の実施と結果の報告・公表
- 【継続】監査の実施による効率的で透明性のある行政の執行確保
- 【継続】電子決裁等の活用による監査の効率化
業務の平準化や職員の意識改革・協力体制による働き方改革の推進

5 部の経営目標

【政策①～⑥の数値目標】

⑥まちづくり活動に参画している人の割合：45.4%

その他・行政に関心のある人の割合：50.6%

【経営目標】

監査委員事務局は、効率的で透明性のある行政の執行を確保し信頼される行政に資するため監査の実施及び公表を行う。また監査委員がその責務を遂行できよう補佐する。

年間監査計画、実施計画に基づく法定監査の実施

- ・ 例月出納検査（月 1 回）
- ・ 決算審査（6 月～8 月：全部局）
- ・ 定期監査（10 月～11 月：6 部局）
- ・ 財政援助団体等監査（10 月～11 月：2 団体）

職員の働き方改革の推進

- ・ モチベーションを高める働き方のすすめ
- ・ 年次休暇取得日数（平均13日）
- ・ 時間外勤務の削減（対前年度比 5 %減）

6 前年度の経営目標及び実績

【令和 7 年度実績】

- ・ 職員の働き方改革

デジタルの活用によるワーク・ライフ・バランスの実現//

- ・ 業務改善と経費削減の取組//

- ・ 電子決裁導入後の監査の円滑な実施//

年次休暇取得日数／年間13日//13.5日

時間外勤務（年間12時間30分）

- ・ 監査の実施及び公表により効率的で透明性のある行政の執行を確保し信頼される行政に資する。//年間計画に基づき、例月出納検査・決算審査・定期監査を実施し、報告・公開することができた。

- ・ 年間監査計画・実施計画の作成と実施

例月出納検査／毎月//月 1 回（年間12回）

決算審査／6 月～7 月//6/25～7/25（全部局：13日間・講評は除く）

定期監査／10 月～11 月//10/31～11/26（4 部局：7 日間・講評は除く）

- ・ 監査委員就任後の適切な監査の実施と責務遂行を補助する。//

- ・ 監査委員としての知識を高めるため研修会への参加//

- ・ 監査委員事務局としての知識の習得//

12月18日付けで新しい代表監査委員就任された。

全国・近畿・県（書面）・播但監査委員協議会研修会等に参加。知識を高めるとともに会員相互での意見交流により他市町の状況や業務の疑問点など情報共有が図れた。

【評価】 計画に基づき監査を実施、報告及び公開することができた。ただし、財政援助団体等監査は通常 1～2 月に実施していたが、監査委員が交代する年度は就任から間もないため、未実施となり、見直すべき点が残った。

代表監査委員の交代にあたっては就任後、監査の概要や計画の説明、その後も随時レクチャーを行いながら業務にあたっていた。また、その後も随時レクチャーを行いながら業務にあたっていた。

職員の働き方改革として、電子決裁の活用など事務の効率化が図られたことで職員の年休取得は13.5日と達成したものの、積極的な業務改善、具体的な経費削減の

取組が表せないため未達成とした。

【原因】 働き方改革の推進については、監査委員事務局では目標に至ったものの、併任する議会事務局としては未達成であるため、全体の協力体制、機能強化を図ることが必要である。

【対応】 令和８年度は財政援助団体の実施時期を見直し、定期監査と並行して実施することを計画している。代表監査委員は初めての決算審査、定期監査となるが事前のレクチャー、また資料提供や情報共有を早めに行い取り組んでいく。

また、働き方改革の推進については、両事務局合わせて６人の体制を有効的に機能させ業務の平準化や協力体制を図り、両事務局すべての職員において年休取得の向上や時間外勤務の削減に努める。